

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第2号

令和元年10月10日付け石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号で公表した定期監査結果報告について、石巻地区広域行政事務組合理事長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和元年11月12日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 木村公雄

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市 殿

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 木村公雄 殿

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について

令和元年10月10日付け石監第9号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記とおり措置を講じたので通知します。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>東松島消防署</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>入金処理の遅延について</p> <p>河南地区防火管理協議会に係る団体事務において、現金納入された会費を金庫で一定期間保管し、後日まとめて団体口座に入金処理をしていた。</p> <p>団体事務ではあるが、現金の取扱いを含め、事務執行については公金の取扱いに準じ、慎重かつ適正に行われたい。</p> <p>[内容]</p> <p>(1) 預金口座入金日 6月21日</p> <p>ア 収入伺決裁日 6月21日</p> <p>イ 入金額 105,000円 (35事業所×3,000円)</p> <p>ウ 会費収入日</p> <p>6月8日、10日、12日、13日、 15日、18日、19日、20日、21日</p>	<p>東松島消防署</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>入金処理の遅延について</p> <p>御指摘のありました事項につきまして、現金を収受した場合、一定期間金庫で保管することなく、速やかに団体口座に入金処理をいたします。</p> <p>また、現在の現金納入方式を振込納入方式に移行させ、現金の取扱いを行わない体制を構築できるよう河南地区を含めた3団体全ての防火管理協議会と協議してまいります。</p>

<p>(2) 預金口座入金日 7月1日 ア 収入伺決裁日 7月1日 イ 入金額 33,000円 (11事業所×3,000円) ウ 会費収入日 6月20日、22日、24日、25日、 26日、27日、28日、7月1日</p> <p>(3) 預金口座入金日 7月30日 ア 収入伺決裁日 8月2日 イ 入金額 48,000円 (16事業所×3,000円) ウ 会費収入日 7月04日、05日、08日、10日、 11日、15日、18日、29日、30日</p> <p>(4) 預金口座入金日 8月1日 ア 収入伺決裁日 8月2日 イ 入金額 9,000円 (3事業所×3,000円) ウ 会費収入日 7月30日、31日</p>	
--	--